

福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務仕様書

1 業務の目的・内容

(1) 業務名 福山市介護予防ケアマネジメント支援システム委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、高齢者の心身の状況や生活上の課題を的確に分析把握することで、自立支援（高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと）に資する質の高い介護予防ケアマネジメントを促進するため、福山市介護予防ケアマネジメント支援システム導入事業実施要綱第一条に定めるシステム及びその他の必要な支援について、福山市が事業者から提供を受けることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 システム要件（ICT機能）

提供するシステムは、以下の機能をすべて備えていること。

(1) クラウド機能

高齢者の心身の状況や生活上の課題を的確に分析把握することで、自立支援（高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと）に資する質の高い介護予防ケアマネジメントを促進する機能を有すること。

(2) デバイス機能

ア マルチデバイス・クラウド対応

クラウド上でデータを一元管理し、相談窓口のPCだけでなく、訪問アセスメント時にもタブレット端末等で場所を問わず利用可能であること。

イ 帳票出力機能

地域ケア会議や多職種連携の場において、直接活用でき課題分析シートやケアプラン案等の帳票が出力できること。

ウ セキュリティ対策

ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得、またはそれに準ずる厳格な個人情報保護対策を講じていること。

(3) システム障害について

ア 障害レベルを段階に分けて定義すること

緊急時	サービス利用不可の場合
重要	一部利用不可の場合（一部利用に制限があるが、利用可能）
軽微	一部利用に制限があるが、通常利用に影響がない場合

イ 監視システム等にて検知した場合や、サポートの連絡があった場合など、障害を認識した時点より、遅延なく対応すること。

(4) システムの利用権限について

市は、システムを提供する事業所から契約により取得したシステムの利用権限を地域包括支援センター4箇所に付与する。

3 サポート業務内容

受託者はシステム提供に加え、地域包括支援センターの職員に対して操作研修・操作サポートおよび介護予防ケアマネジメントに関するシステム活用の提案を現地訪問、電話、オンライン会議等で行い、問い合わせ対応も実施するものとする。

4 研修の実施

- (1) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントについて、市職員及び地域包括支援センター職員等への指導・研修を行うこと。
- (2) 専門職による支援内容及び実施回数を協議により定め、対応可能な専門職を選定し、市との協議を行い開催日程・方法・実施内容の詳細を決定すること。

5 データ分析

地域包括支援センターが利用する介護予防ケアマネジメント支援システムの入力データや市、地域包括支援センターが保有するデータを分析・報告することで、システム活用による事業効果や利用者の居住地域特性の可視化、地域課題の抽出や施策形成を支援するものとする。

- (1) 当該年度データ分析を実施する際に、市または地域包括支援センターの職員のヒアリングを通じ把握し、分析可能な事項を提案すること。
- (2) 導入前後での業務時間削減効果等を定量的に測定・分析し、地域包括支援センターの生産性向上を支援すること。

6 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報について、関係法令および福山市の規定に基づき、厳重に管理しなければならない。
- (2) システムに蓄積された個人のデータを、市が効果検証や施策立案のために二次利用できる環境を整備すること。

7 費用構成

システム利用料（ライセンス料）

導入初期費用および保守サポート費

研修講師派遣・データ分析費

※地域包括支援センター側のインターネット環境整備、端末購入費用は本業務に含まな

い。

8 成果物

実施した内容について次のとおり提供すること。ただし、両当事者の協議による合意があれば変更することができる。

成果物	期間
業務委託完了報告書	契約締結日より 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

9 その他事項

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定めることとする。